

# R 2 営繕 池田高等学校辻校 三・井川 防球ネット改修他工事

(防球ネット改修工事)

図面番号	図 面 名
A-001	特記仕様書 1 (防球ネット改修)
A-002	特記仕様書 2 (防球ネット改修)
A-003	付近見取図・全体配置図
A-004	展開図・詳細図
A-005	既存移動型ネットフェンス平面・立面・断面図

(体育館トイレ改修工事)

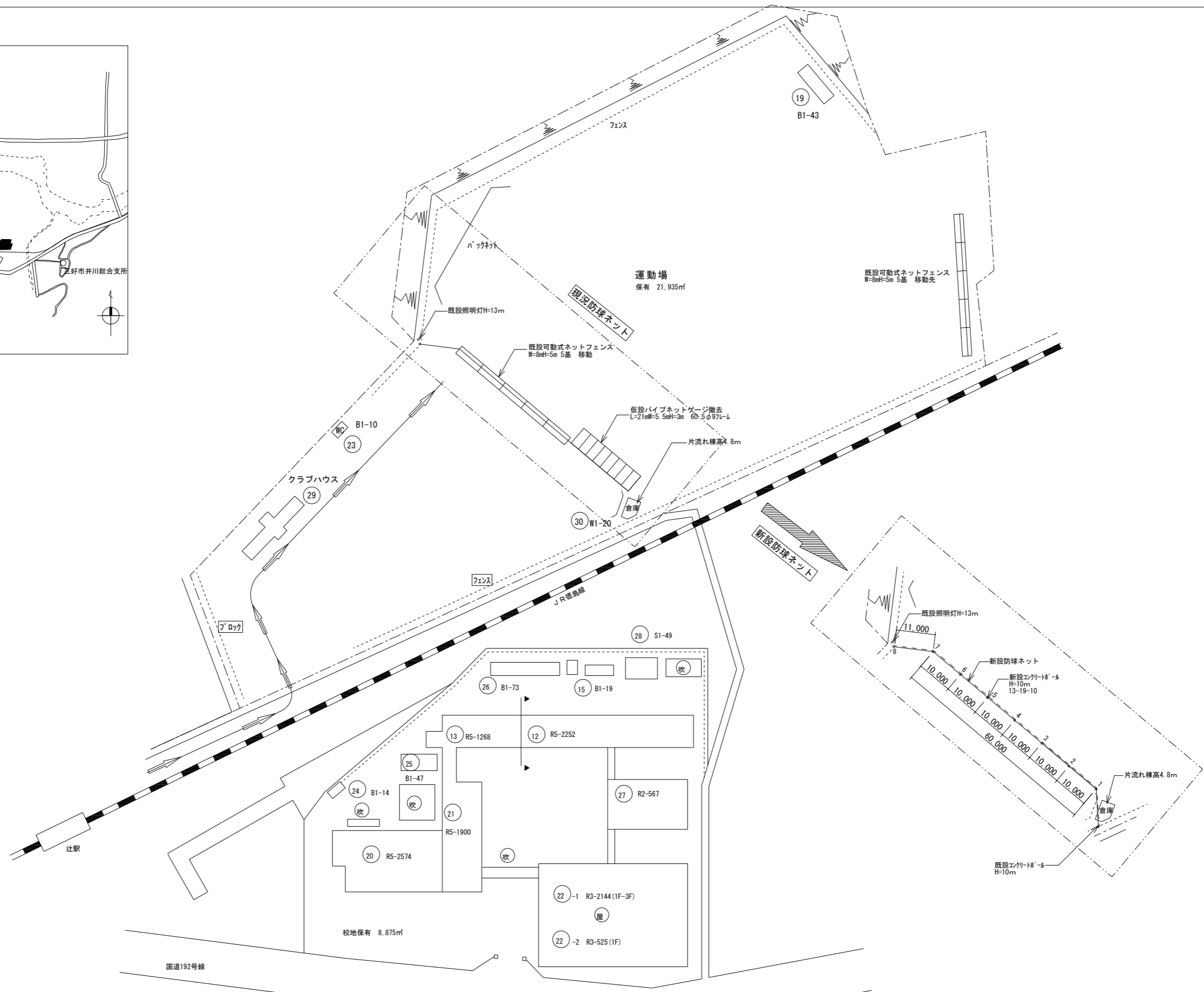
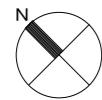
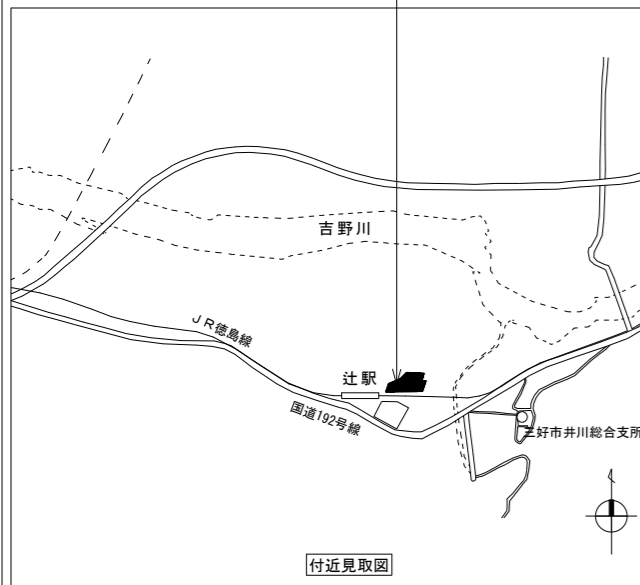
管 工 事		建 築 工 事	
図面番号	図 面 名	番号	図 面 名
P-001	管工事仕様書	B-001	建築工事 特記仕様書 1 (体育館トイレ改修)
P-002	衛生器具表及び和洋リモデル工法参考工程	B-002	建築工事 特記仕様書 2 (体育館トイレ改修)
P-003	池田高等学校辻校 配置図 仕上表他	B-003	池田高等学校辻校 配置図 仕上表 建具表
P-004	池田高等学校辻校 トイレ管工事改修図	B-004	池田高等学校辻校 トイレ平面詳細図

課 長	副 課 長	課長補佐	主 査	係 長	課 員	担 当



章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項														
1章 一般共通事項	5. 材料・製品等	<p>(2) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「建設資材使用実績報告書」を監督員に提出しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>県内産資材(次のいずれかに該当するもの)</p> <p>① 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品</p> <p>② 徳島県内の工場で加工、製造された製品</p> <p>注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。</p> <p>注2 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。</p> <p>注3 公共建築工事標準仕様書その関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。</p> </div> <p>◎県内産再生砕石の原則使用 受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の5第1項に基づく変更の許可において同じ。))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。</p> <p>◎受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(県内企業調達建材等)を優先して使用するよう努めなければならない。なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を記載した理由書を監督員に提出しなければならない。</p>	1章 一般共通事項	9. デジタル工事写真の黒板情報電子化	<p>◎受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の黒板情報電子化対象工事(以下、「対象工事」という)とすることができる。</p> <p>◎対象工事は、徳島県GALS/EOホームページ掲載の「デジタル工事写真の黒板情報電子化の運用について(県土整備部)」に記載された全ての内容を運用することとする。</p>	4章 解体施工	1. 一般事項	◎建物の解体は順序よく行い、特に安全を期すこと。工事中に発生する粉塵については、散水等適当な方法により発生防止に努めること。														
				2章 仮設工事	1. 一般事項		◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差、地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。	2. 工事の範囲	◎構造物の地中取り壊しはベース下端捨てコンクリート及び礫石底面まで行い撤去すること。													
6. 施工		<p>◎工事現場監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は施設整備課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。</p> <p>◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p>	2章 土工事	2. 工사용水、電力等	◎既存電力利用(出来る)ただし、施設管理者と協議すること。	3. 事前措置	◎解体前に照明器具及びトランス内連相コンデンサーのPCBの有無を調査し、有れば監督員の指示に従うこと。															
				3. 工事車両用駐車場資材置場現場事務所用地等	◎既存用水利用(出来る)ただし、施設管理者と協議すること。	4. 地下埋設物・埋設配管等	◎解体範囲内の設備機器等の撤去も本工事に含むものとする。なお、電気、給排水、ガス管、空調配管、配線の有無を確認のうえ着手すること。															
7. 工事検査及び技術検査		<p>◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。</p> <p>◎試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p> <p>◎次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <th>当初請負対象額</th> <th>一般入札工事</th> <th>低入札工事</th> </tr> <tr> <td>3千万円未満</td> <td>—</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千万円以上5千万円未満</td> <td>—</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5千万円以上1億円未満</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> </table> <p>(注) 低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。</p> <p>◎中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。</p> <p>◎中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。</p> <p>◎基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。</p>	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事	3千万円未満	—	1回	3千万円以上5千万円未満	—	2回	5千万円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回	3章 土工事	4. 仮設トイレの洋式化	◎受注者は当初請負対象金額(設計金額)1千万円以上7千万円未満の工事において、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。	5. 整地・埋戻し・盛土	◎埋戻しは、(現場発生土)とする。
			当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事																	
3千万円未満	—	1回																				
3千万円以上5千万円未満	—	2回																				
5千万円以上1億円未満	1回	2回																				
1億円以上	2回	3回																				
◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。	◎受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。	◎埋戻し高さは、GL±0～+180とする。(現状地盤高さに埋戻しを行う)																				
8. 完成図書		<p>◎電子納品：対象</p> <p>◎提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>竣工図(製本3部、電子データ2部)(A3版)</li> <li>工事写真(写真帳1部(着事前、竣工)、電子データ2部)</li> <li>使用材料一覧表(4部(うち3部は竣工図表紙裏面に貼付)、電子データ2部)</li> <li>保全に関する資料</li> </ul> <p>◎竣工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。 竣工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-Rに保存する。</p> <p>◎工事写真の電子データはしゅん工、着工前、資材、施工状況の順に整理する。 しゅん工写真については、工事目的物の状態が、資材、施工状況等については、不可視不文の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <th>区分</th> <th>サイズ</th> </tr> <tr> <td>着工前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>工事中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>竣工</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </table> <p>◎工事完成撮影は、専門家に(よらない)ものとする。</p> <p>◎受注者は、建築工事を施工する場合、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という。)すること。</p>	区分	サイズ	着工前	カラー、手札版又はサービスサイズ	工事中	カラー、手札版又はサービスサイズ	竣工	カラー、手札版又はサービスサイズ	3章 土工事	◎周辺状況、土質、地下水の状態等に適した工法を採用し、工事中の異常沈下、法面の滑动、その他による災害が発生しないよう、災害防止上必要な処置をすること。	5章 防球ネット工事	1. 使用材料	◎コンクリートボールは遠心カプレストレストコンクリートボールとし、日本工業規格表示認定工場製品(JIS A5373プレキャストプレストレストコンクリート製品)とする。							
			区分	サイズ																		
着工前	カラー、手札版又はサービスサイズ																					
工事中	カラー、手札版又はサービスサイズ																					
竣工	カラー、手札版又はサービスサイズ																					
◎試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。	◎周辺状況、土質、地下水の状態等に適した工法を採用し、工事中の異常沈下、法面の滑动、その他による災害が発生しないよう、災害防止上必要な処置をすること。	◎防球ネット(高耐候性付)	◎コンクリートボール																			
				◎敷地内に埋設が予想される設備配管等について十分調査し、支障がないようにすること。			全長(m) 末口径(cm) ひび割れ試験荷重(kN)															
				◎根切り底は、地盤をかく乱しないよう、手作業(深さ30cm程度)とするか、バケットに特殊アタッチメントを取りつけた機械掘りとする。なお、かく乱した場合は、自然地盤と同等以上の強度となるように適切な処置を定め、監督職員の承諾を受ける。			13.0 19.0 10															
				◎工事に支障を及ぼす雨水、わき水等は、適正な排水溝、集水ます等を設置し、支障がないようにすること。			・防球ネット(高耐候性付)															
				◎使用土は当該工事現場の根切り土とし、機器により水はけよく締め固める。			目合 より数															
				◎建物の周囲、幅2m程度を、水はけよく地均しを行う。			40.0mm目φ1.9 6607/28本 強力1520N															
				◎地均しは、均しを行う地表面の不陸を修正し、草木の除去及び清掃をして、一様にかけ均した後、仕上げ面を一様になじみ起こしをして、良質土をまきかけ、歩行に耐えうる程度に締め固める。			・メッセンジャーワイヤー															
				◎場内敷き均しとする。			38mm <sup>2</sup> (縦、横) 亜鉛メッキ付着量200g/m <sup>2</sup> 以上 (JIS G 3537 1種A級)															
							・メッセンジャーワイヤー(ブレース)															
							55mm <sup>2</sup> 亜鉛メッキ付着量230g/m <sup>2</sup> 以上 (JIS G 3537 1種A級)															
							・巻付グリッブ															
							38mm <sup>2</sup> 用 亜鉛メッキ付着量230g/m <sup>2</sup> 以上 (JIS G 3506)															
							55mm <sup>2</sup> 用 亜鉛メッキ付着量230g/m <sup>2</sup> 以上 (JIS G 3506)															
							・ジョイントビーム															
							φ139.8×4.5t 溶融亜鉛めっき仕上り付着量450g/m <sup>2</sup> 以上 (JIS H 8641)															
							・ターンバックル、バンド															
							付着量350g/m <sup>2</sup> 以上 (JIS H 8641)															
							・ワイヤーロープ															
							φ9 (JIS G 3525)															
							◎金物類の亜鉛メッキ付着量の検査は、溶融亜鉛メッキ試験方法(JIS H 0401)による工場試験証明書とする。(標仕様14.2.2)															
							◎建柱は、オーガーによる掘削とする。(県内建柱業者とする。)															
							◎建設発生土の処理は(場内敷き均しとする)ただし、詳細な場所は施設管理者と協議すること。															
							◎メッセンジャーワイヤーの端部は、生徒が手を切らないようにビニールテープ等を巻くこと。(H=2,500まで)															
							◎コンクリートボールは各社の仕様により構造計算を行い安全性を確認すること。															
							・平均風速Vo=36m/s(建築基準法施行令第87条)															
							・粗度区分 3(建築基準法施行令第87条)															
							・土質・・・軟弱土質(C)(配電規程)															
							※'ジョイントビーム'のある場合とない場合を検討すること。															
							◎施工名 R2 宮崎 池田高等学校辻校 三・井川 防球ネット改修他工事															
							◎図面番号 A-002															
							◎縮尺 —															
							一級建築士事務所 創和建築設計 徳島県知事登録 第11087号 徳島市西府町花園76-3 Tel: 088-642-5062 一級建築士大臣登録 第90948号 徳田 好康 Fax: 088-642-4257															
							◎図面名 特記仕様書2 (防球ネット改修)															

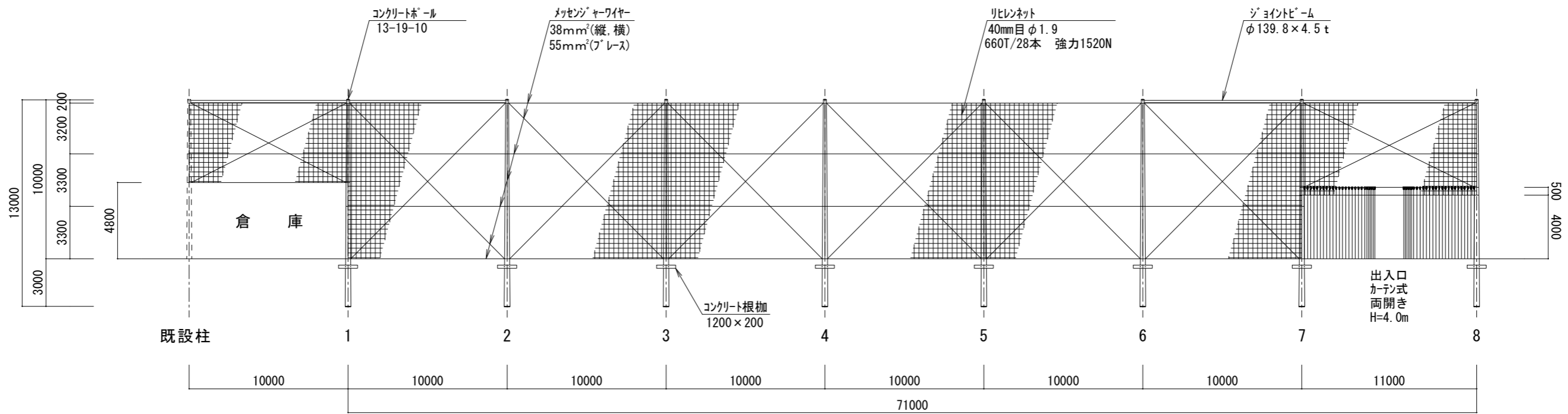
工事場所：三好市井川町御領田6 1-1



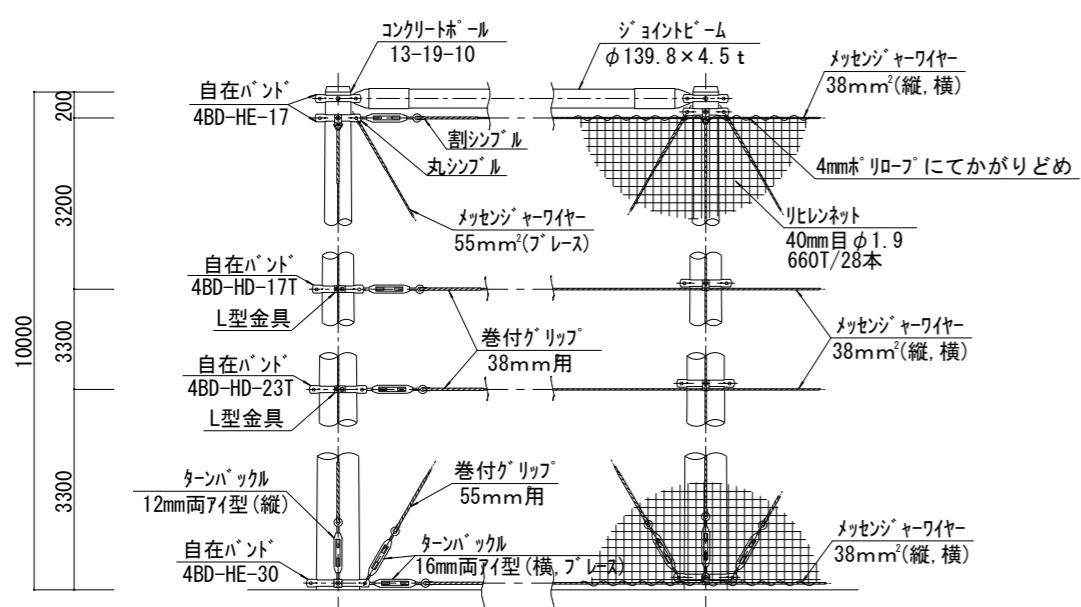
※資材、重機等搬入路

辻高校

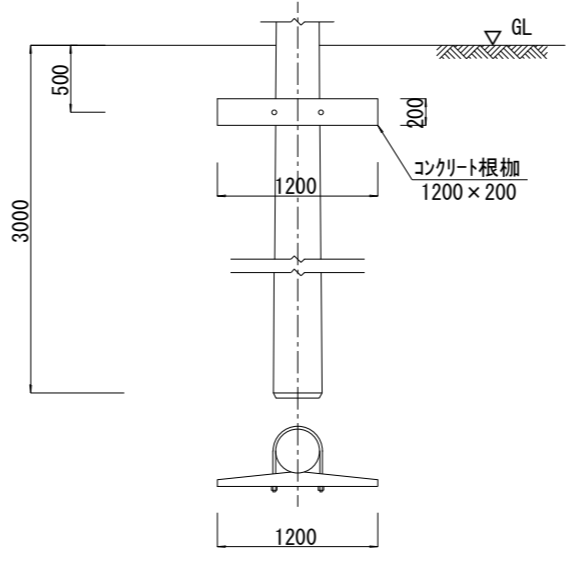
徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R2 営繕 池田高等学校辻校 三・井川 防球ネット改修他工事	●図面番号 A-003	一級建築士事務所 創和建築設計 徳島県知事登録 第11087号 一級建築士大臣登録 第90948号 鎌田 好康
	●図面名 付近見取図・全体配置図	●縮尺 1/800	徳島市南府町花園76-3 Tel: 089-642-5062 Fax: 089-642-4257



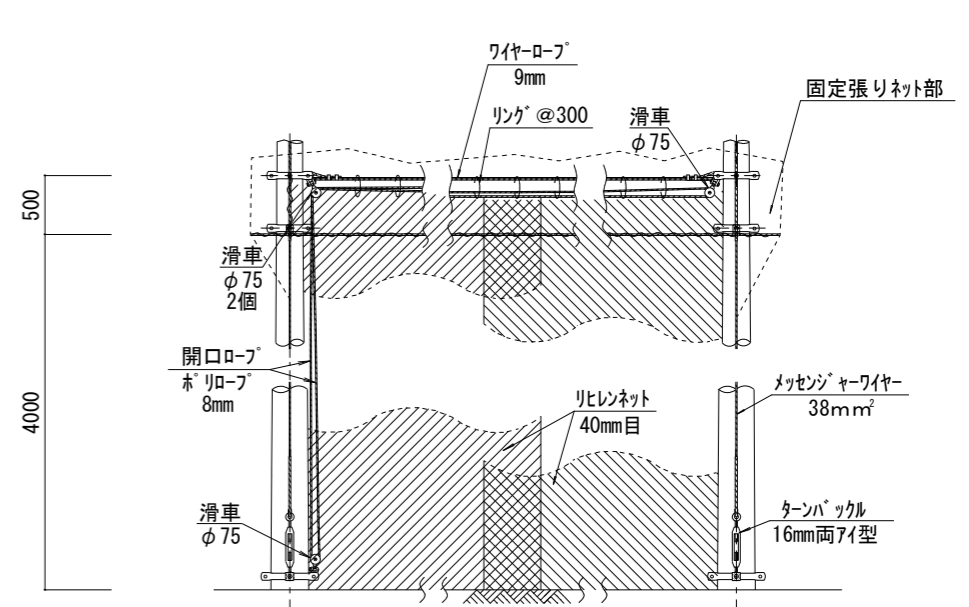
展開図 S=1/200



ネット取付詳細図 S=1/40



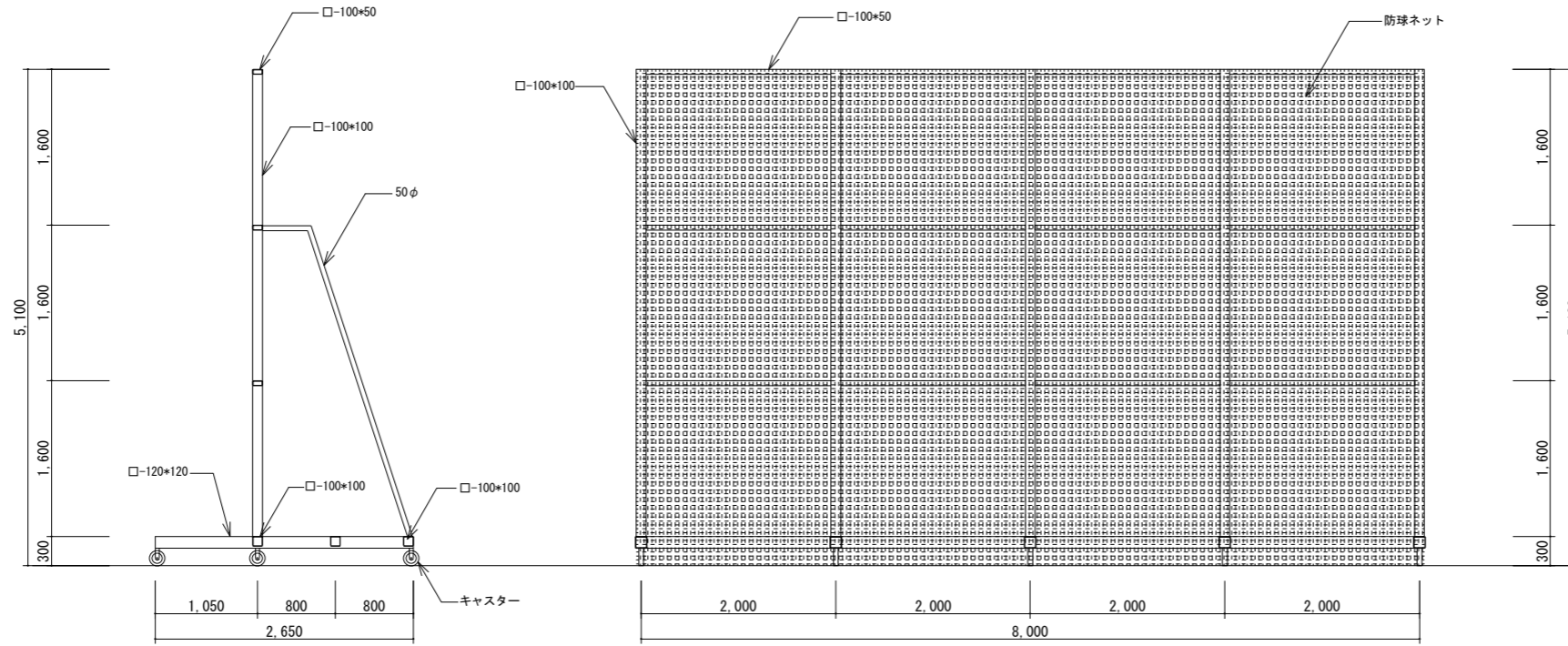
基礎詳細図 S=1/40



出入口取付詳細図 S=1/40

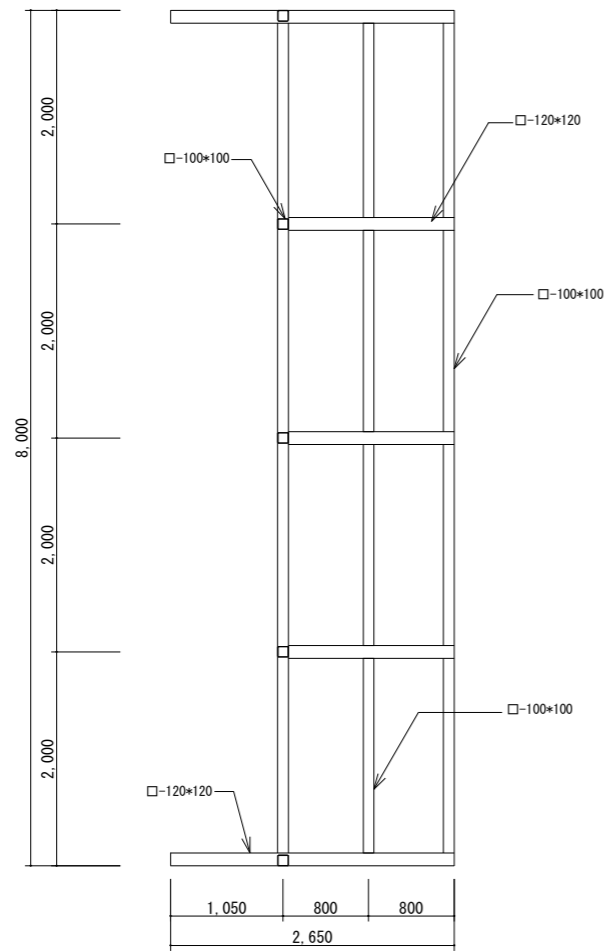
辻高校

徳島県土整備部営繕課 ●工事名 R2 宮崎 池田高等学校辻校 三・井川 防球ネット改修他工事 ●図面名 展開図・詳細図	●図面番号 A-004 ●縮尺 1/40 1/200	一級建築士事務所 創和建築設計 徳島県知事登録 第11087号 徳島市国府町花園76-3 一級建築士大臣登録 第90948号 藤田 好康 Tel: 088-642-5062 Fax: 088-642-4257
---	-------------------------------	--



既存移動型ネットフェンス断面図 1/50  
5基

既存移動型ネットフェンス立面図 1/50  
5基



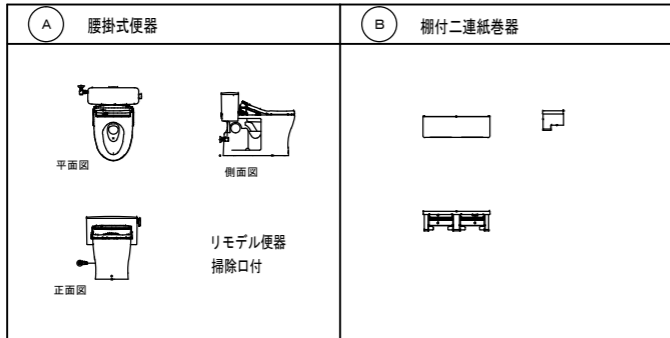
既存移動型ネットフェンス平面図 1/50  
5基

辻高校

徳島県土木整備部営繕課	●工事名 R2 宮崎 池田高等学校辻校 三・井川 防球ネット改修他工事	●図面番号 A-005	一級建築士事務所 創和建築設計 徳島県知事登録 第11087号 一級建築士大臣登録 第90948号 鎌田 好康
	●図面名 既存移動型ネットフェンス平面・立面・断面図	●縮尺 1/50	徳島市国府町花園76-3 Tel : 088-642-5062 Fax : 088-642-4257

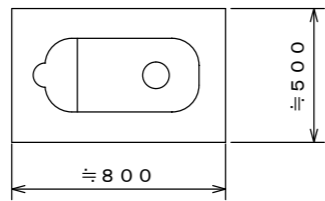


衛生器具参考姿図



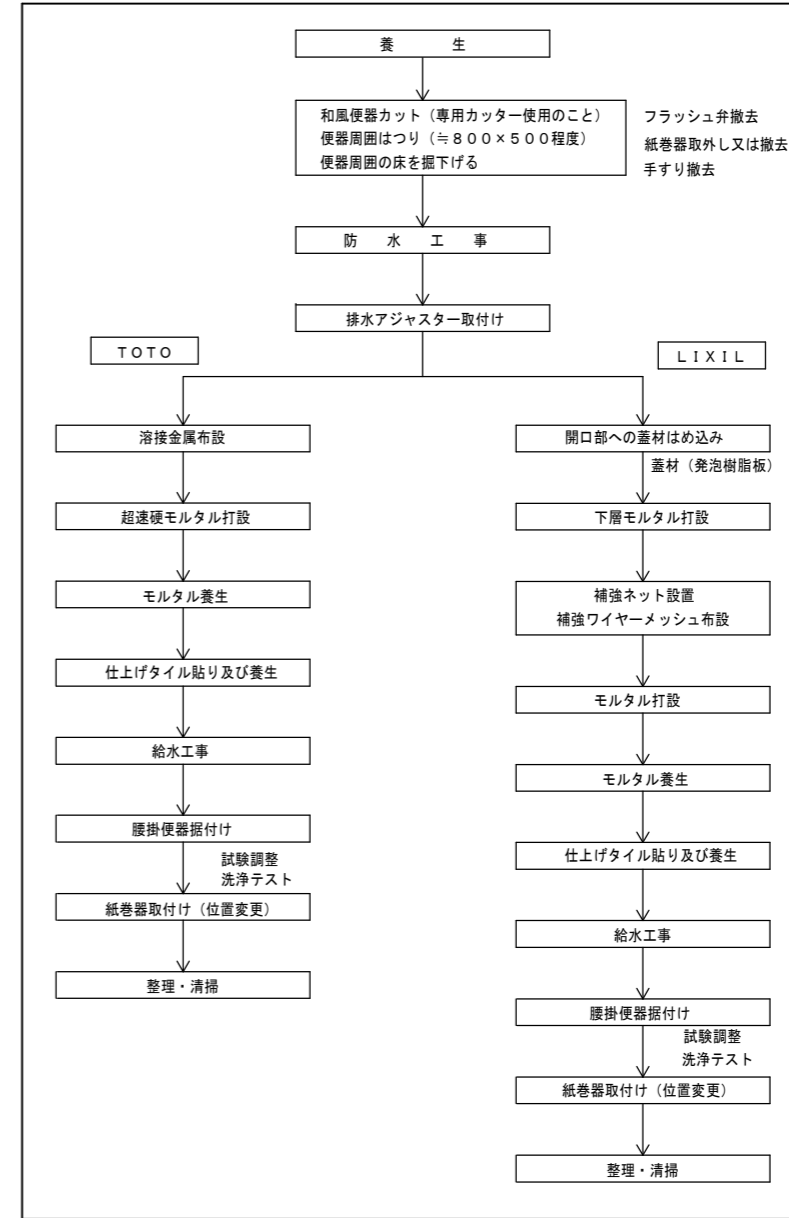
TOTO 品番	本体	CFS497BMC	本体	YH701
	リモテル対応便器		ステンレス製、ワンハンドカット	
	パブリックコンパクト便器・フラッシュタンク式			
	掃除口付床置床排水大便器			
	排水芯変更アジャスター			
普通便座共				
LIXIL 品番	本体	BC-P110SA	本体	CF-AA64S
	タンク	DQ-PA150CH		
	仕様は上記に準ずる		仕様は上記に準ずる	

※特記事項
1. 和洋リモデル工法による和風便器から洋式便器に取り替える工事
2. 給水管は、床面露出配管とする。(固定共) (銅製クロームメッキ管等)
3. 既設紙巻器位置変更
・ 既設取外し再取付
・ 既設撤去のうえ新設
4. 既設擬音装置位置変更
・ 既設撤去し裏ボックスに化粧フタ取付
・ 新設は乾電池タイプの露出形を新設
5. 既設手すりは、撤去とする。
6. 各器具撤去あとは、化粧ビス等にて処理を行う。
7. 床面は、既設仕上げ状態(タイル貼り等)に合して復旧のこと。(建築工事)
8. 紙巻器等を新たに取付ける場合は、コンクリート壁側に取付けのこと。
新たにボックスを新設する所は、取付け補強板を建築と打合せのうえ取付けること。
止む得ず既設ボックスに器具を取付ける場合は、挟み込み金具等により取付けのこと。



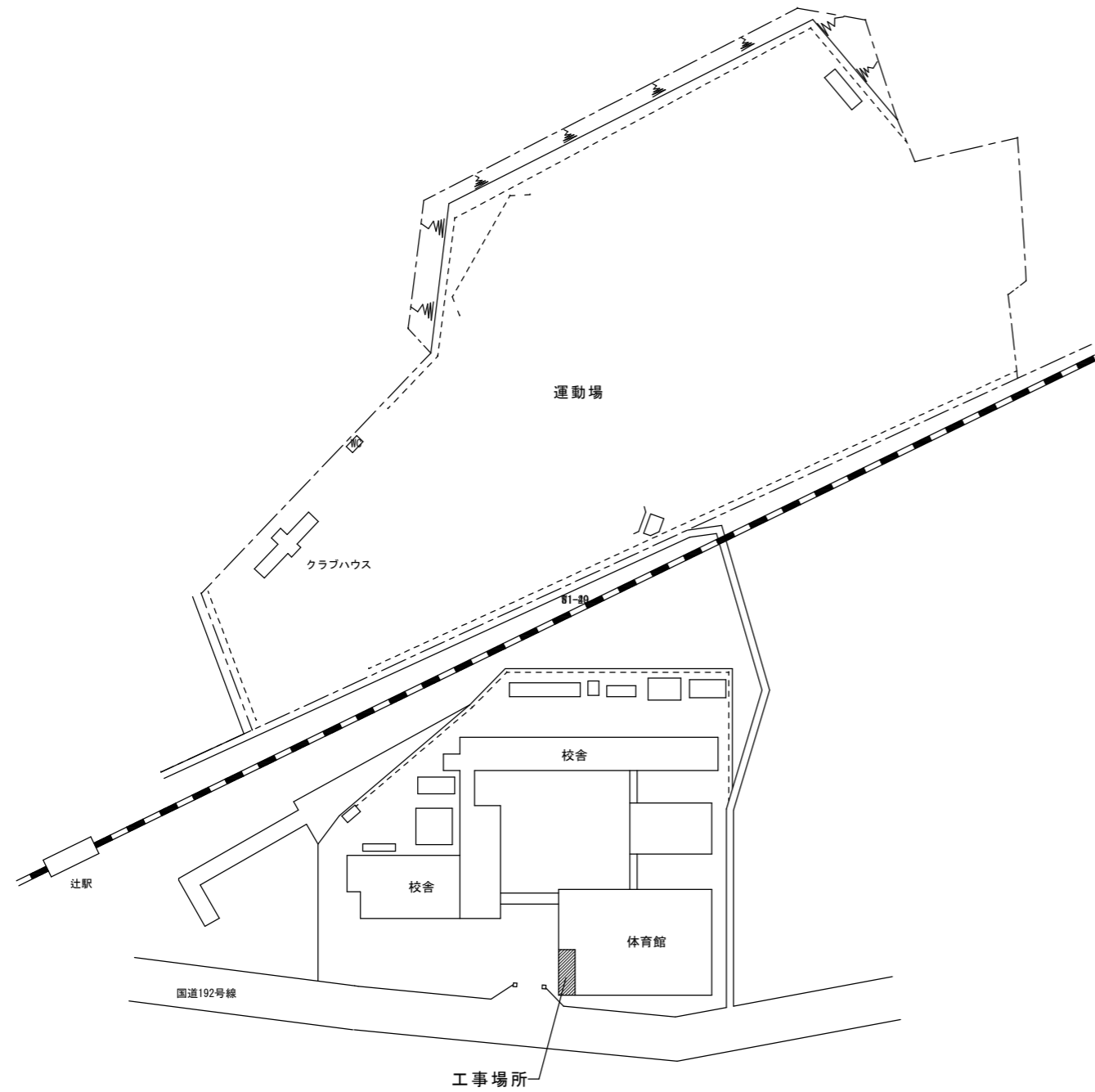
既設便器周りタイルはつり補修範囲図 1/20

和洋リモデル工法(メーカー標準工法・参考工程)  
※メーカー責任施工とする

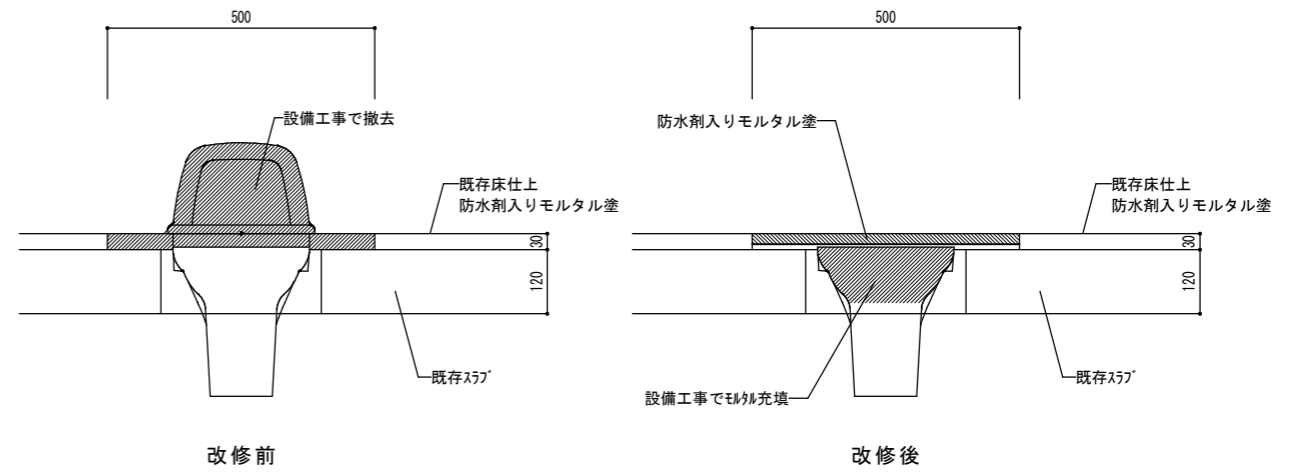


徳島県土木整備部営繕課	●工事名 R2 営繕 池田高等学校辻校 三・井川 防球ネット改修他工事	●図面番号 P-002	坂口建築設計室 一級建築士 大臣 第223419号 坂口敏司 徳島市南沖洲一丁目5番33-2号 TEL (088) 664-0878
	●図面名 衛生器具表及び和洋リモデル工法参考工程	●縮尺 1/20	





配置図 S = 1/1200



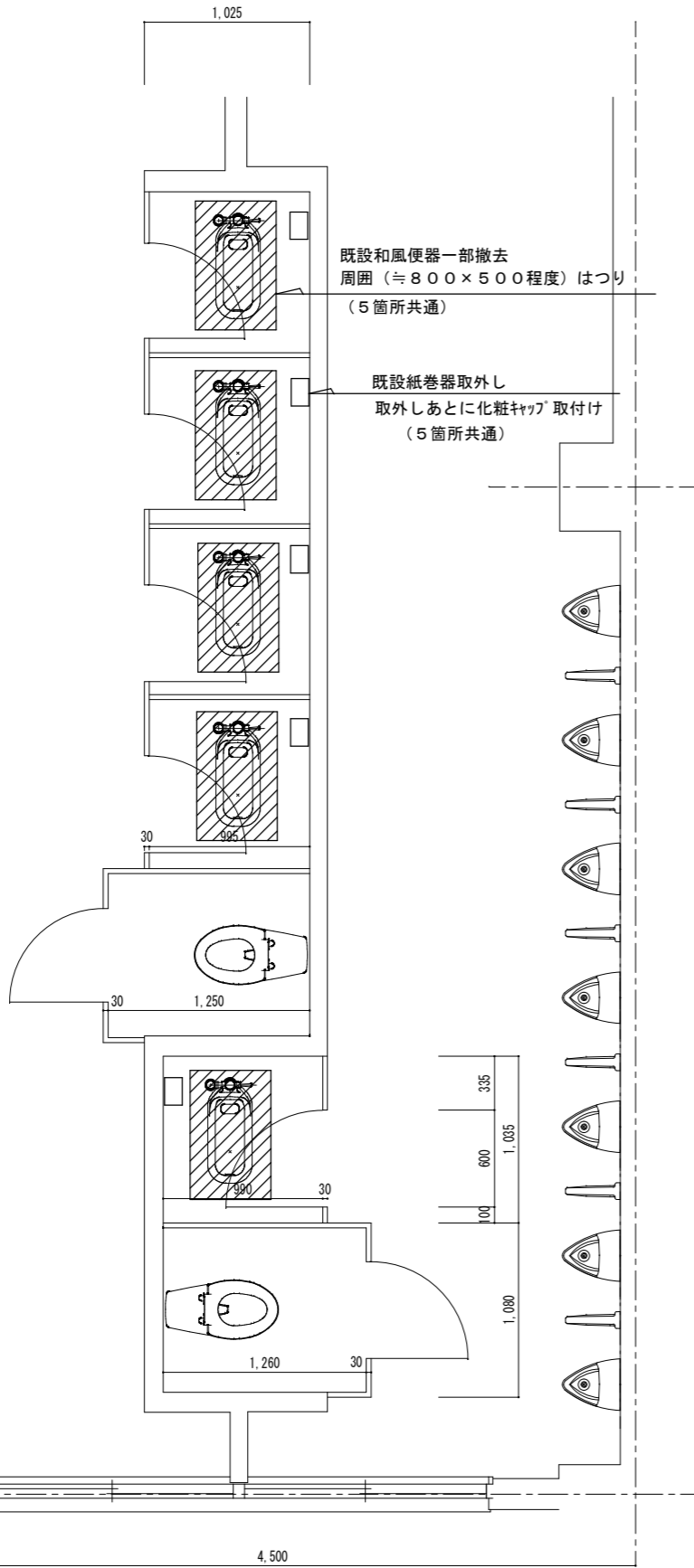
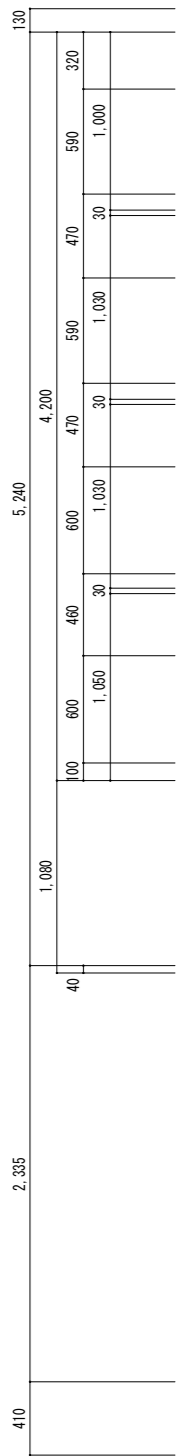
断面詳細図 S = 1/10

仕上表及び改修内容一覧表

室名	床 (建築工事)	備考 (建築工事)	和式便器から洋式便器に取替数	記号B紙巻器新設	既設紙巻器撤去
男子トイレ	モルタル金コテ塗 (500×800) 防水剤入り	トイレブース取替	1	1	1
女子トイレ	モルタル金コテ塗 (500×800) 防水剤入り	トイレブース取替	4	4	4

撤去器具

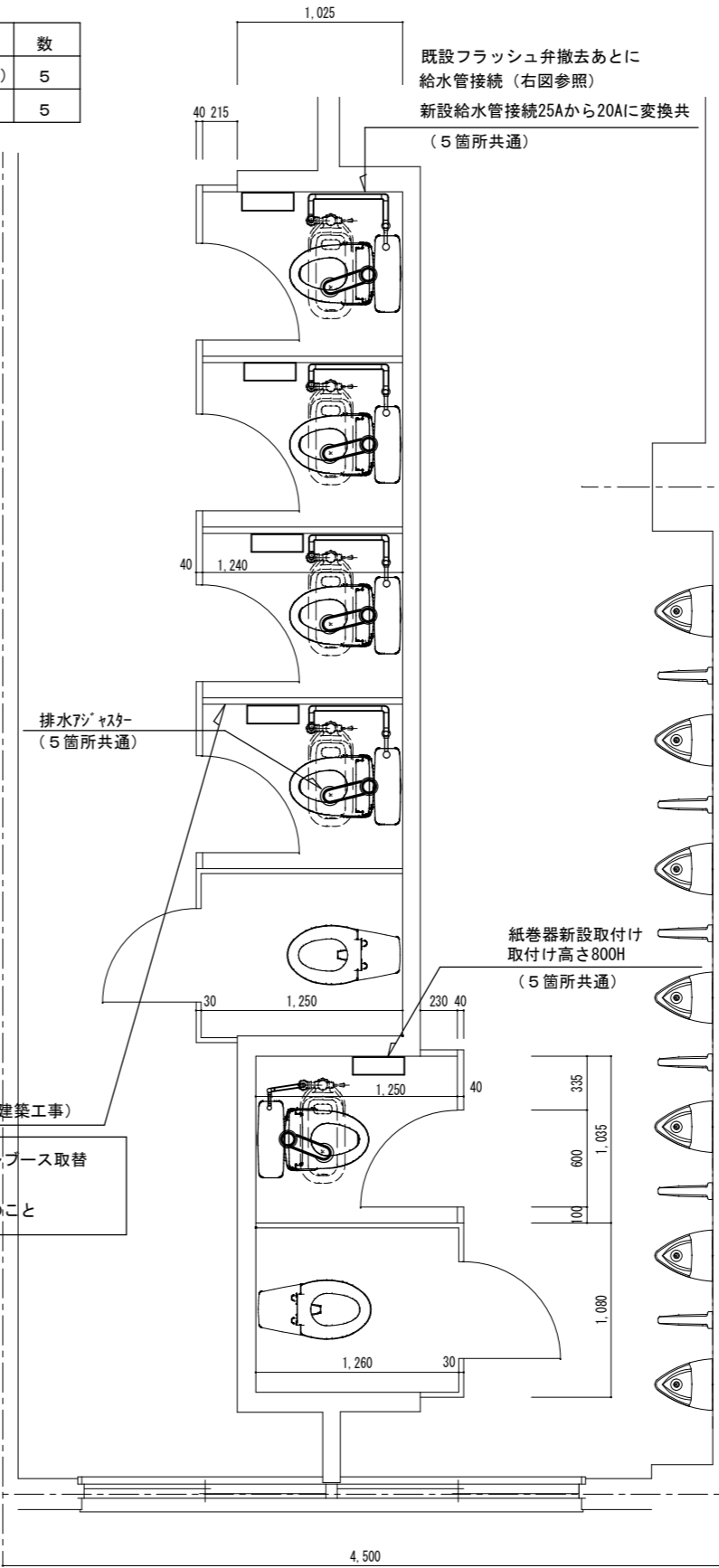
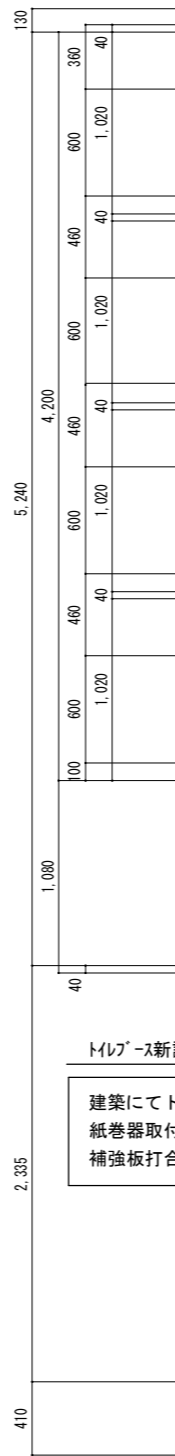
トイレ	数
和風大便器	5
紙巻器	5



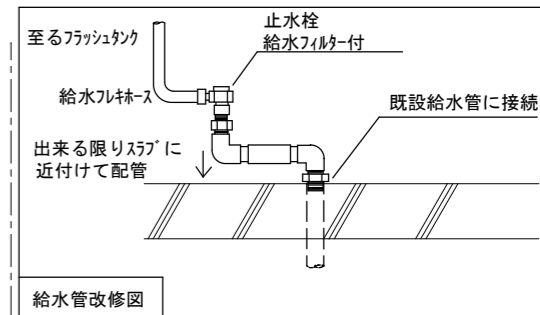
改修前 トイレ管工事改修図 S=1/30

新設器具

トイレ	数
腰掛便器 (フラッシュ付)	5
棚付二連紙巻器	5



改修後 トイレ管工事改修図 S=1/30



給水管材質：青銅製カラムメッキ管 露出配管（保温なし）

紙巻器取付位置（参考）

高さ	FL+700程度(紙巻器天端)
寄り	背面より800程度

※上記は参考とし、タイル目地に合わせる

凡例

記号	名称
●	フラッシュバルブ
□	紙巻器
▨	既設床はつり表示

I. 工事概要

1. 工事名称	R2営繕 池田高等学校辻校 三・井川 防球ネット改修他工事
2. 工事場所	徳島県三好市井川町御領田
3. 敷地面積	m
4. 工事概要	体育館トイレの和式トイレの洋式化に伴うトイレブース改修など
5. 工事区分	建築工事一式
6. 工期	工事完成年月日は令和 年 月 日とする。

II. 建築工事仕様書 (体育館トイレ改修工事)

章	項目	特記事項
一章 一般 共通 事項	1. 適用基準等	<p>◎設計図書の優先順位は、次の順とする。</p> <p>(1) 質問回答書(2)から(5)に対するもの</p> <p>(2) 補足説明書</p> <p>(3) 特記仕様書</p> <p>(4) 図面</p> <p>(5) 公共建築改修工事標準仕様書(平成31年版)等</p> <p>◎施工条件は次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工程については、施設管理者と協議の上決定すること。</li> <li>・施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は平日の授業中は原則施工できない。また、休日においても施設管理者より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。</li> <li>・本工事の工事時間は、学校と協議の上、行うこと。</li> <li>・全面道路は通学路であるため、工事車両は通行時間は、学校と協議の上決定する</li> <li>・その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。</li> </ul> <p>◎本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工程の施工計画書に添付し提出すること。</p>
	2. 工事関係図書	◎施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。
	3. 安全衛生管理	<p>◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。</p> <p>◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。</p> <p>◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。</p>
	4. 工事現場管理	<p>◎受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。</li> <li>・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種又は第二種電気工事士の資格を有する者とする。</li> </ul>

章	項目	特記事項																		
一章 一般 共通 事項	4. 工事現場管理	<p>◎発生材の処理等は、次により適正に行う。</p> <p>(1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。</p> <p>(2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える、以下同じ。)に報告し指示を仰ぐこと。</p> <p>(3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。</p> <table border="1" data-bbox="1305 472 1917 640"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>処分許可業者の会社名(処分区分)</th> <th>優良産廃処理業者</th> <th>所在地(処分地)</th> <th>運搬距離(km)</th> <th>処分費(税抜き)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃プラ</td> <td>(財)徳島県環境整備公社(徳島東部)</td> <td></td> <td>坂野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 坂野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先</td> <td>74.4km</td> <td>22,700円/t</td> </tr> <tr> <td>金属</td> <td>(株)旭金属</td> <td>○</td> <td>徳島市東沖洲1丁目12 徳島市東沖洲1丁目12</td> <td>71.0km</td> <td>0 円/t</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分準備の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。</p> <p>なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。</p> <p>また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。</p> <p>(4) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書(様式3)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。</p>	種類	処分許可業者の会社名(処分区分)	優良産廃処理業者	所在地(処分地)	運搬距離(km)	処分費(税抜き)	廃プラ	(財)徳島県環境整備公社(徳島東部)		坂野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 坂野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	74.4km	22,700円/t	金属	(株)旭金属	○	徳島市東沖洲1丁目12 徳島市東沖洲1丁目12	71.0km	0 円/t
種類	処分許可業者の会社名(処分区分)	優良産廃処理業者	所在地(処分地)	運搬距離(km)	処分費(税抜き)															
廃プラ	(財)徳島県環境整備公社(徳島東部)		坂野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 坂野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	74.4km	22,700円/t															
金属	(株)旭金属	○	徳島市東沖洲1丁目12 徳島市東沖洲1丁目12	71.0km	0 円/t															
	6. 材料・製品等	<p>◎本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の(1)から(3)の事項を満たすものとする。</p> <p>(1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。</p> <p>(2) 法令等で定める許可、認定又は免許を取得していること。</p> <p>(3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。</p> <p>なお、「評価名簿による」と記載されているものは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。</p> <p>◎製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。</p> <p>◎改標仕に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定制法による。</p>																		

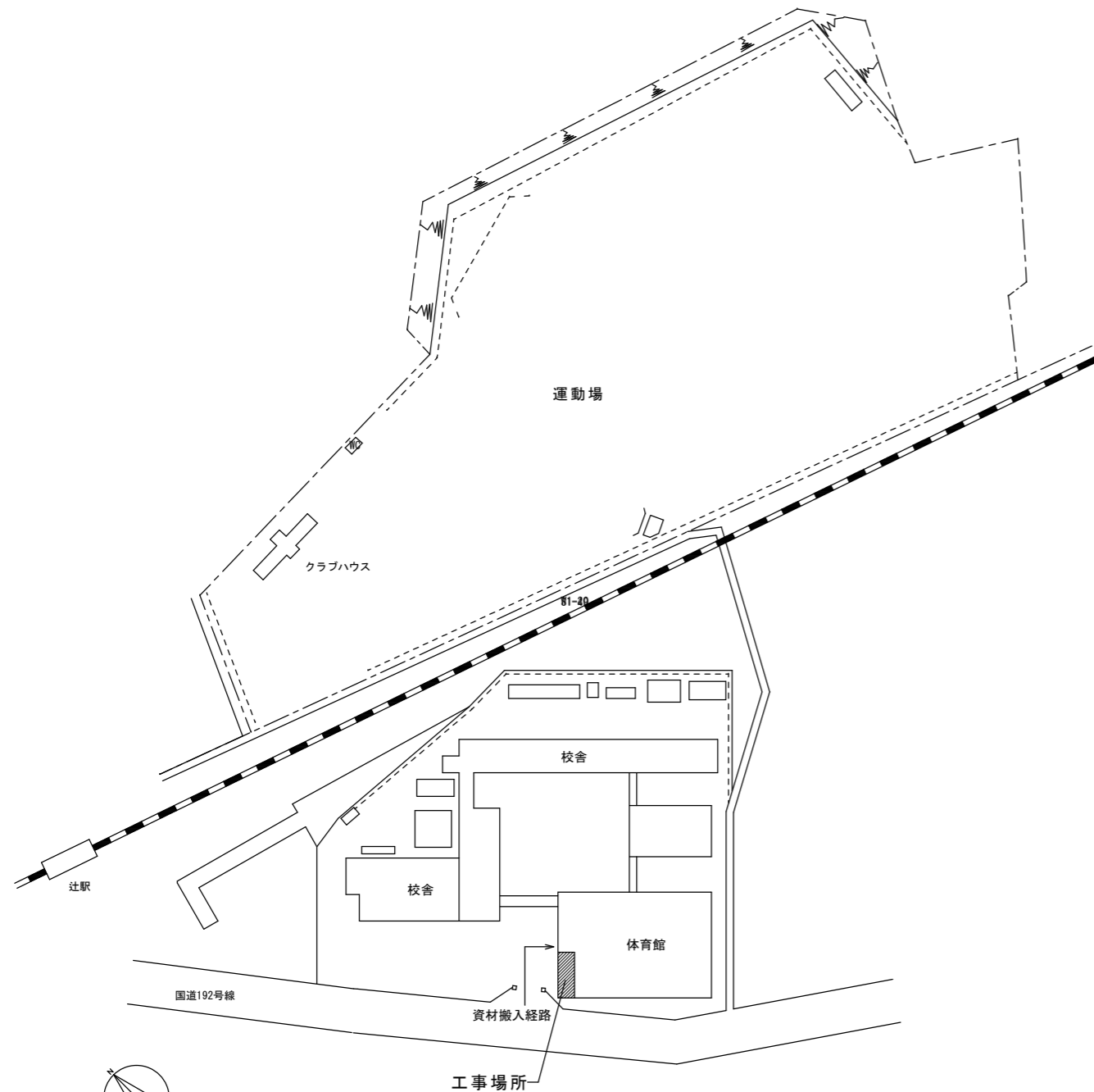
章	項目	特記事項
二章 改修 仮設 工事	1. 一般事項	◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。
	2. 足場等	<p>◎仮設機材及び終年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。</p> <p>①労働安全衛生法に基づく構造規格</p> <p>②(社)仮設工業会の認定基準</p> <p>また、厚生労働省の「終年仮設機材の管理指針」に基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用を努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。</p> <p>◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。</p> <p>届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。</p> <p>届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。</p> <p>◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。</p> <p>◎受注者は、高さが2m以上の箇所で行う作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p>
	3. 養生	◎既存部分の養生範囲は工事を行う室、資材搬入経路とする。(養生方法：シート敷き等)
	4. 監督員事務所	◎既存部分の家具等の養生範囲は工事を行う室、扉の無い入り口、資材搬入経路とする。(養生方法：ビニルシート張り)
	5. 工事用水、電力等	◎監督員事務所は(設ける(面積 m <sup>2</sup> 程度)・ <del>設けない</del> )
	6. 工事車両駐車場 資材置場 現場事務所用地等	◎既存電力利用(出来る・ <del>出来ない</del> )、電力料金(有償・無償)ただし、施設管理者と協議すること。
	7. 仮設トイレの洋式化	◎既存水利用(出来る・ <del>出来ない</del> )、水料金(有償・無償)
		◎同用地は、( 図示の場所に <del>用意していないので業者にて</del> ) 設けること。
		◎受注者は当初請負対象金額(設計金額)1千万円以上7千万円未満の工事において、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
		◎受注者は、当初請負対象金額(設計金額)7千万円以上の工事において仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
		◎受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。
		○洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 ○快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施設強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

	徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R2営繕 池田高等学校辻校 三・井川 防球ネット改修他工事	●図面番号 B-001	坂口建築設計室 一級建築士 大臣 第223419号 坂口敏司
		●図面名 建築工事 特記仕様書1 (体育館トイレ改修)	●縮尺 NON	徳島市南沖洲一丁目5番33-2号 TEL (088) 664-0878

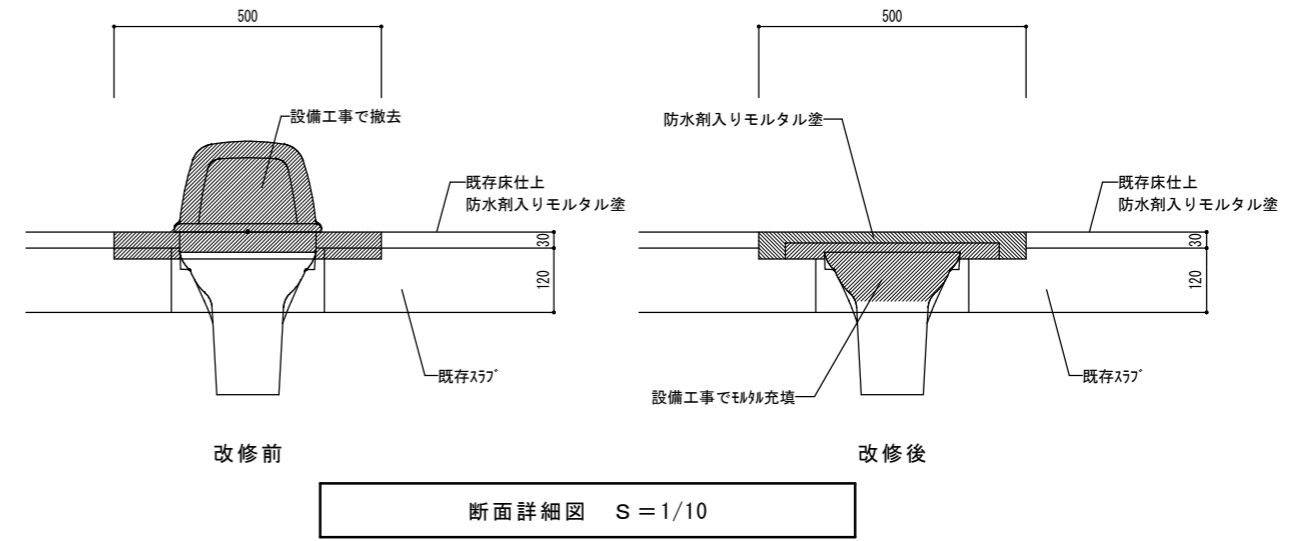
章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																																																						
三章 防水 改修 工事	1. 一般事項	◎保護層、防水層等を撤去した結果、下地等が設計図書と異なる場合は監督員と協議すること。	五章 内装 改修 工事	1. 一般事項	◎工事に先立ち、改修部分の隠蔽部の調査を行い、設計図書と照合し、支障があった場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受けること。																																																									
	2. 改修工法の種類及び工程	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工程</th> <th>工法</th> <th>工法</th> <th>工法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施工箇所</td> <td>トイレ床</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 既存保護層(立上り部等)撤去等</td> <td>無し</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 既存保護層(平場)撤去等</td> <td>有り(設備工事)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 既存断熱層撤去等</td> <td>無し</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 既存防水層(立上り部等)撤去等</td> <td>無し</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 既存防水層(平場)撤去等</td> <td>無し</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 既存下地の補修及び処置</td> <td>不陸調整</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 防水層の新設</td> <td>ポリマーセメント系塗膜防水</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8 断熱材の新設</td> <td>無し</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9 保護層の新設</td> <td>床仕上げ</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		工程	工法	工法	工法	施工箇所	トイレ床			1 既存保護層(立上り部等)撤去等	無し			2 既存保護層(平場)撤去等	有り(設備工事)			3 既存断熱層撤去等	無し			4 既存防水層(立上り部等)撤去等	無し			5 既存防水層(平場)撤去等	無し			6 既存下地の補修及び処置	不陸調整			7 防水層の新設	ポリマーセメント系塗膜防水			8 断熱材の新設	無し			9 保護層の新設	床仕上げ			2. モルタル塗り	◎各部の撤去により、下地及び構造躯体にひび割れ及び欠陥部が発見された場合は、速やかに監督員に報告し指示を受けること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>仕上げの種類</th> <th>目地の材質</th> <th>防水の有無</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>床</td> <td>金コテ</td> <td></td> <td>有</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施工箇所	仕上げの種類	目地の材質	防水の有無	備考	床	金コテ		有			
	工程	工法		工法	工法																																																									
	施工箇所	トイレ床																																																												
1 既存保護層(立上り部等)撤去等	無し																																																													
2 既存保護層(平場)撤去等	有り(設備工事)																																																													
3 既存断熱層撤去等	無し																																																													
4 既存防水層(立上り部等)撤去等	無し																																																													
5 既存防水層(平場)撤去等	無し																																																													
6 既存下地の補修及び処置	不陸調整																																																													
7 防水層の新設	ポリマーセメント系塗膜防水																																																													
8 断熱材の新設	無し																																																													
9 保護層の新設	床仕上げ																																																													
施工箇所	仕上げの種類	目地の材質	防水の有無	備考																																																										
床	金コテ		有																																																											
3. 既存下地の補修材料	◎ポリマーセメントモルタル及びポリマーセメントペースト、層間接着用プライマー、アスファルト系下地調整材、改修用ドレン等の材料は、ルーフィング類製造所の指定する製品とする。	◎防水モルタルに用いる防水剤の使用方法は、製造所の仕様による。																																																												
4. 漏水試験	◎屋内については、漏水試験を行う。																																																													
四章 建具 改修 工事	1. 一般事項	◎施工に先立ち、改修範囲を確認し、設計図書との相違等有れば、監督員と協議すること。																																																												
	2. 改修工法等	◎建具見本の製作及び特殊な建具の仮組は、建具表による。																																																												
	3. トイレブース	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>かぶせ工法</th> <th>撤去工法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>撤去の範囲</td> <td></td> <td>図示</td> </tr> <tr> <td>既成建具の種類</td> <td></td> <td>トイレブース</td> </tr> <tr> <td>新設建具の種類</td> <td></td> <td>トイレブース</td> </tr> <tr> <td>建具周囲の補修工法及び範囲</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>シーリングの種類</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>サッシアンカー</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>養生範囲</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">学校名</th> <th rowspan="2">表面材の種類</th> <th colspan="3">ドアエッジ</th> </tr> <tr> <th>脚部 形状</th> <th>形状</th> <th>材質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>池田高等学校辻校</td> <td>メラミン樹脂系化粧板</td> <td>幅木タイプ</td> <td>R</td> <td>アルミ</td> </tr> </tbody> </table>	区分	かぶせ工法	撤去工法	撤去の範囲		図示	既成建具の種類		トイレブース	新設建具の種類		トイレブース	建具周囲の補修工法及び範囲			シーリングの種類			サッシアンカー			養生範囲			学校名	表面材の種類	ドアエッジ			脚部 形状	形状	材質	池田高等学校辻校	メラミン樹脂系化粧板	幅木タイプ	R	アルミ																							
区分	かぶせ工法	撤去工法																																																												
撤去の範囲		図示																																																												
既成建具の種類		トイレブース																																																												
新設建具の種類		トイレブース																																																												
建具周囲の補修工法及び範囲																																																														
シーリングの種類																																																														
サッシアンカー																																																														
養生範囲																																																														
学校名	表面材の種類	ドアエッジ																																																												
		脚部 形状	形状	材質																																																										
池田高等学校辻校	メラミン樹脂系化粧板	幅木タイプ	R	アルミ																																																										

仕上表

室名	床	備考	和式便器から洋式便器に取替数
男子トイレ	モルタル金コテ塗 (500×800) 防水剤入り	トイレブース取替	1
女子トイレ	モルタル金コテ塗 (500×800) 防水剤入り	トイレブース取替	4

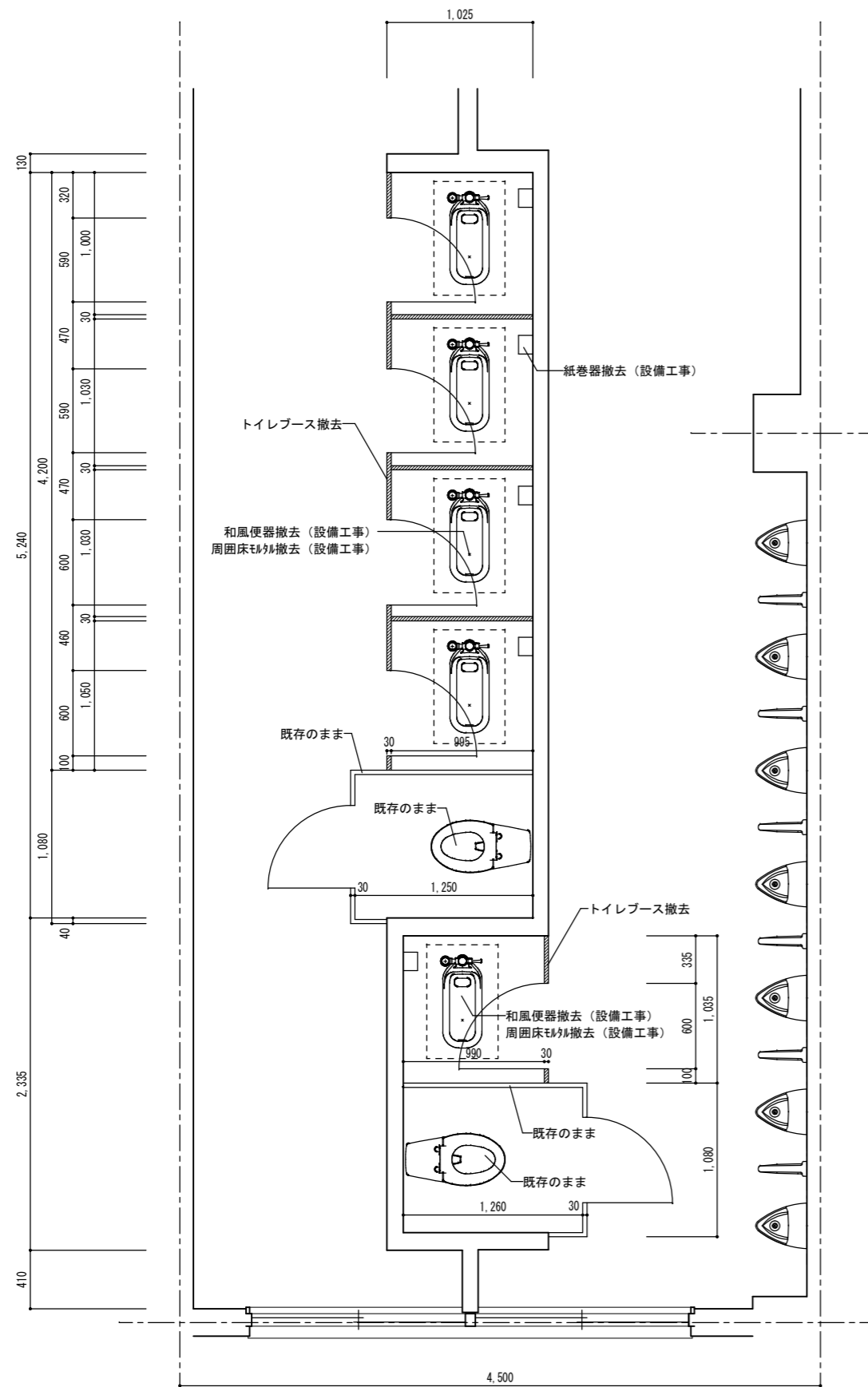


池田高等学校辻配置図 S = 1/1200

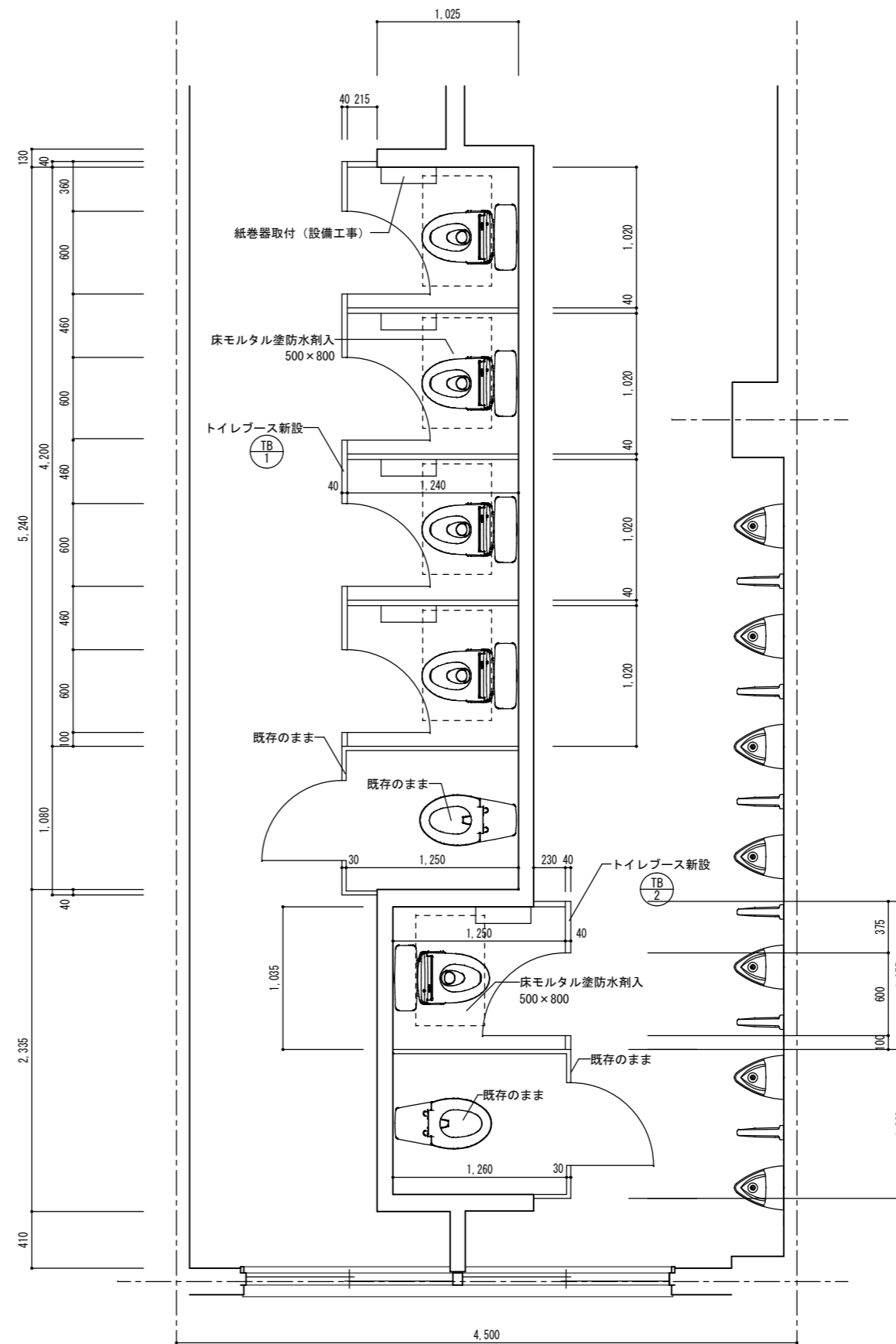


断面詳細図 S = 1/10

符号	形式	TB1 トイレブース		TB2 トイレブース	
形状	形状				
場所	数量	女子トイレ	1	外トイレ (女子)	1
材料	見込	メラミン化粧板張り	40	メラミン化粧板張り	40
金物		アルミアルエッジ、SUS巾木、アルミ笠木、ゲルビティヒジ、表示錠 (非常開放装置付)、付属金物一式			
備考		現場寸法を確認の上、製作すること			



改修前 トイレ 平面詳細図 S=1/30



改修後 トイレ 平面詳細図 S=1/30

徳島県土整備部営繕課 徳島高等学校辻校 トイレ平面詳細図	●工事名 R2 営繕 池田高等学校辻校 三・井川 防球ネット改修他工事 ●図面名 池田高等学校辻校 トイレ平面詳細図	●図面番号 B-004 ●縮尺 1/30	坂口建築設計室 一級建築士 大臣 第223419号 坂口敏司 徳島市南沖洲一丁目5番33-2号 TEL (088) 664-0878
---------------------------------	---	-------------------------	---